外(食堂、東り門の中、喫茶店など)で、斗争の話は、一さいしない。(十・二新宿斗争前後や東大1月斗争、4・28沖縄斗争前後、御茶の水界隈は、ありとあらゆるヒニう表服刑事であふれていたという事実がある。)等々。

我々は、破防法弾圧下のもとであっても、いわゆる攻撃をはねのけてなんとしても日大9月決戦を打ち抜く決意を固めなくては、ならない。

今や、逮捕後の留置所、拘置所の斗いが、決定的に重要になってきている。10・8羽田で我々の切り開いた実力斗争の地平、打ち続く斗争がそれを引き継ぎ、昨年10・21に於いて我々はその地平を大衆のものとし、戦斗的かつ大衆的な斗いを組んだ。日帝を支える一翼、裁判所は、騒乱罪を発動したが我々は、大衆と共に、騒乱罪には、文字通り騒乱を以って答えたのである。

10・21以降の才判所は、司法権の独立などというスルシャ下価置観すら用うかなぐり捨て取も外聞もなく治安の府と化している。10・21騒乱罪の被告人は、全員、今尚、獄中にあり、その後の大量逮捕、大量起訴、高額保釈金(以前の五万程度から一挙的に十五万以上になる。)による斗争資金の枯渇化。指導者は、法律的に該当する勾留理由もないままに、保釈許可を絶対におさない、という政治的弾圧、長期勾留(日大内的な斗争をも起訴されたら二ヶ月以上は出られない。)

そして、三月二十八日、沖縄斗争の爆発に驚愕した日帝は、ついに破防法の事前適用に踏みだしたが我々の70年に向ける決意は微動だにせず、首都制圧をもって

破防法をも空洞化して、ただこの秋に反動と革命の嵐がふきあれる中で東大分離公判粉砕斗争は、決定的段階に突入してくる。我々は、この東大公判斗争に殉じて、裁判を通した日帝权力の弾劾を現実のものとすることに成功している。今や民衆の才判所に対する不審と怒りは爆発し、才判所は、国民の抗議の焦点となりつつある。りの秋吉の実刑判決覚悟の保釈拒否(分離強行か、国民の怒りを爆発させ、粉砕斗争を媒体として国家权力打倒の斗いへと我々が一般市民までをも吸引して行く、という現実にあわてた才判所が、職权保釈をやると云い始めた。すでに弁護団、連日の徹夜の斗いと聴学生による監置処分をも辞さない粉砕斗争。5・10、7・20暗黒才判粉砕集会等を以って宮室である、この法廷から政治的舞台に引き上げたのだ。騒乱罪、破防法粉砕。統一公判確得の斗いは、70年に向けての一切の弾圧机関への斗いであると共に、七〇年安保粉砕、日帝打倒の斗いとして重要な一翼を成すものである。我が日大全共斗をも逮捕者は、すでに十三百名を越え(昨年の逮捕者は七十五百名にも登り、起訴者は百名になろうとしている。(昭和44年)今尚、秋田議長をはじめとする8名の学友(内6名起訴)を獄中に奪われている。この大いなる犠牲を乗り越え、日大全共斗に集中的に加えられている大弾圧をはねのけ、今こそ日大大自決戦を打ち抜こうではありませんか。